

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月13日

【四半期会計期間】 第80期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松岡 眞

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 谷本 祐介

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 谷本 祐介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第1四半期 連結累計期間	第80期 第1四半期 連結累計期間	第79期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	1,040,800	876,109	4,507,156
経常利益 (千円)	98,320	13,222	171,736
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	76,410	7,362	189,632
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	126,914	1,363	513,301
純資産額 (千円)	3,922,850	4,270,449	4,309,192
総資産額 (千円)	6,772,727	6,861,725	7,150,924
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	50.90	4.90	126.31
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	57.9	62.2	60.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、当第1四半期連結累計期間より「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、「収益認識会計基準等」という）を適用したことに伴い、当第1四半期連結累計期間における売上高及び売上原価は、前年同期と比較して大きく減少しております。そのため、以下の経営成績に関する説明は、売上高及び売上原価については増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下コロナ感染症）の影響が長期化する中、まん延防止等重点措置の適用や、3度目となる緊急事態宣言が発出されたことで、経済活動が制限されるなど、依然として厳しい状況が続いています。各国による経済対策の効果やワクチン普及によるコロナ感染症の収束期待から、一部の企業収益や投資活動には持ち直しの兆しも見られましたが、感染力の強い変異株の出現により、経済活動における先行きの不透明感が再び強まっています。

このような情勢のもと、当社グループは、競争力のある事業基盤を形成し、全てのステークホルダーへの貢献を継続して達成することを目標とする中期経営計画「New Sakurajima for 2022」（2020年度～2022年度）に基づき、中長期的な視点に立った各種施策の検討を進めてまいりました。同計画の実現に向け、引続き人材育成に注力しつつ、「機動的な設備投資推進による既存事業の更なる展開」、「産業構造の変化に対応した新規ビジネスの発掘」、「地場産業と一体となる連携事業の育成」などの戦略に取り組んでまいります。

上記の事業活動を踏まえ、当第1四半期連結累計期間の売上高は、876百万円（前年同期は1,040百万円）となりました。

売上原価は、ばら貨物の売上の減少に伴い荷役関係諸払費が減少しましたが、大規模修繕に伴う設備修理費などの増加により、775百万円（前年同期は874百万円）となりました。また、販売費及び一般管理費につきましては、人材投資に伴う人件費の増加により、116百万円となり、前年同期に比べ4百万円、4.1%の増加となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の営業損失は15百万円となり、前年同期に比べ70百万円（前年同期は営業利益54百万円）の減益となりました。経常利益につきましては、受取配当金を収受したことなどにより13百万円となり、前年同期に比べ85百万円、86.6%の減益となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、7百万円となり、前年同期に比べ69百万円、90.4%の減益となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

（ばら貨物セグメント）

ばら貨物については、主に石炭の取扱数量が減少したことから、ばら貨物セグメントの売上高は482百万円（前年同期は520百万円）となりました。ばら貨物セグメントの営業損失は30百万円となり、前年同期より38百万円の減益となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による減収影響は7百万円となります。

（液体貨物セグメント）

液体貨物については、燃料用の石油貨物の荷動きが好調でしたが、前年同期に比べタンクの稼働率が下がり、特殊作業も減少したことなどにより、液体貨物セグメントの売上高は261百万円（前年同期は266百万円）となりました。液体貨物セグメントの営業利益は83百万円となり、前年同期より9百万円、10.7%の減益となりました。

（物流倉庫セグメント）

物流倉庫については、収益認識会計基準等を適用した影響やコロナ感染症の影響で水産品を中心に冷蔵倉庫の取扱数量が減少したことにより、物流倉庫セグメントの売上高は125百万円（前年同期は247百万円）となりました。物流倉庫セグメントの営業利益は13百万円となり、前年同期より17百万円、55.7%の減益となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による減収影響は110百万円となります。

（その他のセグメント）

その他のセグメントの売上高については、売電事業により、前年同期並みの6百万円となりました。その他のセグメントの営業利益は前年同期並みの3百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は6,861百万円となり、前連結会計年度末に比べて289百万円減少しました。これは当社敷地の借地料に係る前払費用（流動資産その他）が増加したものの、現金及び預金が減少したことによるものです。

負債合計につきましては、修繕費等に係る未払費用（流動負債その他）の減少や、長期借入金の返済などにより、前連結会計年度末に比べて250百万円減少し、2,591百万円となりました。

純資産合計につきましては、その他有価証券評価差額の減少などにより、前連結会計年度末に比べて38百万円減少し、4,270百万円となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間における当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動はありません。また、新たに決定した主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却又は売却等の計画はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,540,000	1,540,000	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株
計	1,540,000	1,540,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2021年4月1日 至 2021年6月30日		1,540,000		770,000		365,161

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 38,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,496,900	14,969	
単元未満株式	普通株式 4,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,540,000		
総株主の議決権		14,969	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が40株含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
櫻島埠頭株式会社	大阪市此花区梅町 1 1 11	38,700		38,700	2.51
計		38,700		38,700	2.51

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,331,992	850,404
売掛金	403,876	352,072
リース投資資産	977,535	945,031
有価証券	30,000	30,000
貯蔵品	49,397	56,469
その他	57,902	188,132
貸倒引当金	7,791	7,128
流動資産合計	2,842,913	2,414,981
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,103,970	1,090,785
その他	635,379	682,452
有形固定資産合計	1,739,350	1,773,237
無形固定資産		
投資その他の資産	295,987	295,624
投資その他の資産		
投資有価証券	1,750,943	1,838,732
その他	521,730	539,150
投資その他の資産合計	2,272,674	2,377,882
固定資産合計	4,308,011	4,446,744
資産合計	7,150,924	6,861,725
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	192,072	135,996
1年内返済予定の長期借入金	258,584	246,094
未払法人税等	12,988	5,361
賞与引当金	36,588	20,232
その他	435,933	330,806
流動負債合計	936,166	738,492
固定負債		
長期借入金	1,264,488	1,215,817
繰延税金負債	269,944	270,313
環境対策引当金	57,176	55,826
退職給付に係る負債	4,637	4,760
資産除去債務	27,719	27,803
その他	281,599	278,262
固定負債合計	1,905,565	1,852,784
負債合計	2,841,732	2,591,276

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	770,000
資本剰余金	365,161	365,161
利益剰余金	2,567,562	2,537,544
自己株式	55,723	55,723
株主資本合計	3,646,999	3,616,982
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	662,192	653,467
その他の包括利益累計額合計	662,192	653,467
純資産合計	4,309,192	4,270,449
負債純資産合計	7,150,924	6,861,725

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	1,040,800	876,109
売上原価	874,239	775,049
売上総利益	166,561	101,059
販売費及び一般管理費	112,270	116,858
営業利益又は営業損失()	54,291	15,799
営業外収益		
受取利息	23	4
受取配当金	31,429	31,161
受取保険金	15,392	-
その他	3,468	3,319
営業外収益合計	50,313	34,485
営業外費用		
支払利息	4,685	4,562
遊休設備費	1,593	900
その他	5	-
営業外費用合計	6,284	5,463
経常利益	98,320	13,222
特別利益		
固定資産売却益	-	333
受取保険金	3,928	-
特別利益合計	3,928	333
特別損失		
固定資産除却損	10,198	261
特別損失合計	10,198	261
税金等調整前四半期純利益	92,049	13,294
法人税、住民税及び事業税	17,215	1,795
法人税等調整額	1,577	4,136
法人税等合計	15,638	5,931
四半期純利益	76,410	7,362
親会社株主に帰属する四半期純利益	76,410	7,362

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	76,410	7,362
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	50,503	8,725
その他の包括利益合計	50,503	8,725
四半期包括利益	126,914	1,363
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	126,914	1,363

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準等」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、物流倉庫セグメントにおける一部の荷役作業について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、ばら貨物セグメント及び物流倉庫セグメントにおける一部の出入庫作業料について、従来は顧客に約束した財又はサービスを一体として会計処理しておりましたが、別個の財又はサービスとして識別する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首において、利益剰余金が7百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の売上高が118百万円、売上原価が114百万円それぞれ減少し、営業損失が3百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ3百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	61,482千円	62,869千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,025	20.00	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	30,025	20.00	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	520,598	266,156	247,446	1,034,201	6,599	1,040,800		1,040,800
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	520,598	266,156	247,446	1,034,201	6,599	1,040,800		1,040,800
セグメント利益	8,241	93,214	30,548	132,005	3,482	135,487	81,196	54,291

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。

2 セグメント利益の調整額 81,196千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	482,736	261,178	97,151	841,066	6,616	847,682		847,682
その他の収益			28,426	28,426		28,426		28,426
外部顧客への売上高	482,736	261,178	125,578	869,493	6,616	876,109		876,109
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	482,736	261,178	125,578	869,493	6,616	876,109		876,109
セグメント利益又は損失 ()	30,147	83,256	13,527	66,636	3,500	70,137	85,937	15,799

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 85,937千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方針に比べて、当第1四半期連結累計期間の「ばら貨物」の売上高は7,969千円減少、セグメント利益は4,807千円減少し、「物流倉庫」の売上高は110,499千円減少、セグメント利益は1,071千円増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	50円90銭	4円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	76,410	7,362
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	76,410	7,362
普通株式の期中平均株式数(株)	1,501,287	1,501,260

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

櫻島埠頭株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている櫻島埠頭株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められ

いかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。